

堆肥を生産・販売をする場合、届出が必要です

神奈川県内で堆肥を生産・販売するときには「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、特殊肥料の届出や登録申請が必要です。

以下の書類を**事業を開始する1週間前までに**届出を行ってください。
(提出先：神奈川県農業技術センター 病虫害防除部)



届出	提出書類
生産する場合 (他者に無償で渡す場合も含む)	① 特殊肥料生産業者届出書 2部 (肥料の品質の確保等に関する法律施行規則様式第14号(イ))
	② 申請者を確認できる書類 1部 ・ 法人の場合：登記事項証明書 ・ 個人の場合：住民票の写し ・ 任意組合の場合：代表者住所の写し、組合の構成員名簿、組合規約
	③ 生産工程の概要（フローチャート等） 1部
	④ 生産する事業所の案内図（地図） 1部
	⑤ 肥料見本200 g 程度
	⑥ 肥料の表示票の見本、 分析証明書（FAMICの指定する方法に限る） 分析項目：窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比、水分含量、 銅全量（豚ふんを原料として使用する場合）、 亜鉛全量（豚ふん又は鶏ふんを原料として使用する場合）、 石灰全量（石灰を原料として使用する場合）
販売する場合	① 肥料販売業務開始届出書 2部 (肥料の品質の確保等に関する法律施行規則様式第15号(イ))
	② 申請者を確認できる書類 1部 ・ 法人の場合：登記事項証明書 ・ 個人の場合：住民票の写し ・ 任意組合の場合：代表者住所の写し、組合の構成員名簿、組合規約

表示票を作成するときの注意点

- 1. 「肥料の名称」は、届出書に書いた肥料の名称を記入します。
- 2. 「表示者の氏名又は名称及び住所」は、届出書に記入した届出人の氏名（名称）と住所を記入します。
- 3. 「正味重量」は、キログラム（kg）表示で記入。容積量をリットル（L）で併記することは可能です。
- 4. 「生産した年月」は、次のいずれかにより記載します。 令和元年12月 / 元.12 / 2019.12
- 5. 「原料」は「牛ふん」、「もみがら」など一般的な名称で表示します。
表示の順序は混合した重量が大きい順に記入し、備考で重量の大きい順であることを記載します。
- 6. 「主成分の含有量等」は、例に従って記入します。
 - 乾物当たり表示をする場合は、「（乾物当たり）」と記入します。
 - 表示する数値は幅をもたせず、一つの値で表示します。
- 7. 表示票の枠内には、指定された項目以外の内容を表示してはいけません。
- 8. バラ積みやトランスバッグなど、一括して多量に出荷する場合は、表示票の印刷物を渡すなどして、必ず表示票が利用者まで届くようにしてください。

<表示例>



肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 神奈川たい肥1号
肥料の種類 堆肥
届出をした都道府県 神奈川県
表示者の氏名又は名称及び住所
かながわ株式会社
神奈川県横浜市中区日本大通り1
正味重量 20キログラム
生産した年月 令和元年12月
原料 豚ふん、鶏ふん、牛ふん、おがくず
備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主成分の含有量等（乾物当たり）

窒素全量	4.4%
りん酸全量	4.1%
加里全量	0.8%
銅全量	315 mg/kg
亜鉛全量	937 mg/kg
石灰全量	15.2%
炭素窒素比	14
水分含有量	28.9%

「乾物当たり」で表示する場合に記載します。

表示が必要な場合に記載します。

堆肥に関する問合せ先

神奈川県農業技術センター 病虫害防除部

神奈川県 特殊肥料



詳細および様式のダウンロードはHPをご覧ください。

〒259-1204 平塚市上吉沢1617

電話 0463-58-0333（代表）

FAX 0463-59-7411

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3678 電話：(046)238-9111 FAX：(046)238-9124
メールアドレス：ken-oukaho@pref.kanagawa.lg.jp

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 電話：(045)934-2378 FAX：(045)934-5432



県央家保HP